

# 発注基準の主な改正内容について

## (令和元年6月)

### (1) 一般競争入札参加者に求める資格要件について

許可に係る業種区分に「解体工事」が追加されたことに伴う経過措置期間（平成28年6月1日～令和元年5月31日）が終了したため、「とび・土工・コンクリート工事」から「解体工事」が分離・独立。令和元年6月1日以降、解体工事を行う場合は、解体工事業に係る許可が必要。